

1 審査会の結論

四日市市病院事業管理者（以下「実施機関」という。）が、平成29年8月28日付け四病施第9号で行った「病院の借地（駐車場）契約書」の行政情報部分開示決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人（以下「請求人」という。）が四日市市情報公開条例（平成12年四日市市条例第63号。以下「条例」という。）に基づいて平成29年8月18日付けで行った行政情報開示請求に対し、実施機関が平成29年8月28日付けで行った行政情報部分開示決定について、これを取り消し、行政情報開示決定を求めるものである。

3 請求人の主張要旨

請求人が審査請求書、反論書、口頭による意見陳述で主張した内容の要旨は、次のとおりである。

- (1) 駐車場地代の契約金額は、条例第7条第2項各号のいずれの不開示情報にも該当せず、開示すべきである。
- (2) 土地の所在地が開示されているため、土地の所有者の氏名及び住所は、登記簿等で容易に確認できるので、不開示情報に該当せず、開示すべきである。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書、口頭による意見陳述で主張した内容の要旨は、次のとおりである。

(1) 契約金額について

ア 契約相手方が個人の場合

契約金額は、賃貸借契約により、月々いくらの収入を得ているかが分かるものであり、当該契約相手方の「所得、資産等個人の財産の状況に関する情報」にあたるものである。どのような手段で、どこからいくらの収入を得ているか

といった個人の財産状況に関する情報は、およそ一般に個人が公にされることを望まない情報であるといえることができる。

また、個人の氏名及び住所については、不開示としていることから、契約金額を開示しても支障がないとの反論が考えられるが、当該土地の所在地を開示していることから、登記簿の閲覧等の手段によって、土地所有者を特定することは容易である。

したがって、契約金額は、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」情報（条例第7条第2項第2号）に該当すると判断し、開示しないこととした。

イ 契約相手方が法人の場合

法人については、法人の名称、住所等は開示されており、本件契約金額は、法人にとって固定資産の管理又は経理に関する情報に該当するものであり、法人の内部管理に係る情報というべきである。

したがって、条例第7条第2項第3号に該当するとして開示しないこととした。

(2) 契約相手方の氏名及び住所について

個人の氏名及び住所は、それだけで「特定の個人を識別することができる」情報であるため、条例第7条第2項第2号に該当すると判断し、開示しないこととした。

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例の目的は、市民の知る権利を尊重し、行政情報の開示を請求する権利につき定めること等により、市の保有する情報の一層の公開を図り、市民による参加の下、市民と市との協働により、公正で民主的な市政を実現するというものである。

したがって、当審査会における具体的事案の審理に際しては、情報公開の趣旨を尊重し、条例を厳正に解釈して、審議するものである。そして、当審査会は、請求人及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、次のとおり判断する。

(2) 契約相手方の氏名及び住所について

契約相手方の氏名及び住所は、条例第7条第2項第2号本文に規定する「特定の個人を識別することができる情報」であり、同号アからウまでに該当する特段の事情がない限り、不開示情報に該当する。

これに関し、請求人は、土地の所在地については開示されているため、登記簿の閲覧等の手段により所有者を確認することができることから、契約相手方の氏名、住所を不開示とすることに意味はなく、開示すべきであると主張する。

この主張は、土地の所在地が開示された以上、契約相手方の氏名及び住所は、「法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」(条例第7条第2項第2号ア)に該当するとの趣旨であると思われるため、当審査会では、この点について検討を行った。

請求人が主張するとおり、本件契約の対象である土地については、その所在地が開示されていることから、当該土地について登記簿の閲覧等の手段により、登記簿上の所有者を確認することは可能であり、それによって、契約相手方について推測をすることができるといえる。

しかし、登記簿が現在の権利関係を正確に反映しているとは限らないため、必ずしも登記簿の閲覧等によって真の所有者が確認できるわけではない。また、所有者が土地の管理を第三者に委ねているなど、所有者と契約相手方が異なる場合も想定されるため、必ずしも登記簿の閲覧等によって、契約相手方が明らかになるとはいえない。

したがって、契約相手方の氏名及び住所は、当該契約に係る土地の所在地が開示されているという事情の下においても、なお、「法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するとはいえず、条例第7条第2項第2号に規定する不開示情報に該当すると考える。

(3) 契約金額について

ア 条例第7条第2項第2号及び同項第3号該当性について

(ア) 契約相手方が個人の場合

契約金額は、契約相手方の所得、資産等個人の財産の状況に関する情報にあたるものであり、個人の財産状況に関する情報は、およそ一般に個人が公

にされることを望まない情報であるということが出来る。

加えて、(2)のとおり、開示された土地の所在地から登記簿の閲覧等の手段によって、契約相手方が誰であるかについて推測できることを考慮すると、契約金額は、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」情報として、条例第7条第2項第2号に規定する不開示情報に該当すると考える。

(イ) 契約相手方が法人の場合

契約金額は、法人にとって固定資産の管理又は経理に関する情報に該当するものであり、法人の内部管理に係る情報というべきである。法人の名称、住所等が開示されていることからすると、契約金額を開示にすることにより当該法人の正当な利益を害すると認められる。

したがって、契約金額は、条例第7条第2項第3号に規定する不開示情報に該当する。

イ 条例第7条第2項第6号該当性について

請求人は、当審査会に対し、本件開示請求に係る動機として、市立四日市病院が駐車場用地として賃借している土地の賃料について、土地によって単価に差があり、市立四日市病院として賃料を下げる努力をしているのかを確認するためであると説明している。

一般論として、市民等が、行政機関の締結した契約等について、情報公開制度を利用しその内容を確認することは、地方公共団体における財務会計行為の適正な実施に資するものであり、この点、請求人の説明は、当審査会としても理解できるものである。

しかし、本件のような既存の病院駐車場用地のための土地賃貸借契約は、広く契約の相手方を募集し、四日市市にとって有利な相手方を選定するというものではなく、病院に隣接する土地など事業を遂行する上で必要な土地を特定の相手方から借りるものである。そして、その土地の位置、形状等の条件は多岐にわたるものであり、個々の契約ごとに賃料に差が生じるのは想定されることであって、差があることをもって直ちに不当であるということにはならない。

また、事業遂行上必要な土地を特定の相手方から借りるという事務の性質を考慮すると、賃料に関する情報の開示により、地方公共団体が土地賃貸借契約の交渉を行う上で著しい不利益、困難を生じさせ、請求人の意図とは異なり、

かえって、適正な賃料の設定が困難になることも十分に考えられる。

したがって、本件における契約金額は、公にすることにより、契約に関する事務に関し、市の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるものであり、条例第7条第2項第6号に規定する不開示情報に該当する。

(4) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のように判断する。

6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成29年11月2日	・ 諮問書受理
平成29年11月9日	・ 審査請求人から口頭意見陳述申出書を受理
平成29年11月14日	・ 実施機関の口頭による意見陳述及び審議 (平成29年度第4回審査会合議体)
平成29年12月8日	・ 審査請求人の口頭による意見陳述及び審議 (平成29年度第5回審査会合議体)
平成30年1月12日	・ 審議 (平成29年度第6回審査会合議体)
平成30年2月19日	・ 答申

経緯 (参考)

平成29年 8月18日 行政情報開示請求

平成29年 8月28日 行政情報部分開示決定

平成29年 9月25日 審査請求

平成29年10月10日 弁明書

平成29年10月30日 反論書